

【通所型サービスについて】

Q 1. 緩和型サービス（以下、緩和型）の人員基準について、現行相当サービス（以下、現行相当）とは別に配置する必要があるのか？

A. 介護給付等と一体的にサービスを提供する場合（以下、一体型）は不要ですが、緩和型を単独で提供する場合（以下、単独型）は必要です。

Q 2. 兼務可能な職種は？

A. 管理者は、業務に支障がない場合に、他の職種、同一敷地内の他事業所の職務に兼務可能です。

Q 3. 緩和型の管理者と相談員は兼務可能か？

A. 緩和型での相談員の配置は不要です。

Q 4. 緩和型で看護師は必要か？

A. 緩和型での看護師の配置は不要です。

Q 5. 現行相当と緩和型とのサービス提供場所の共用は可能か？

A. 可能です。

Q 6. 現行相当と緩和型を同じ場所で開催した場合、現行相当の定員に含まれるのか？

A. 現行相当と緩和型は別に定員を定める必要があります。

Q 7. 緩和型で食事の提供や長時間（3時間以上）の利用は可能か？

A. 緩和型での食事の提供や長時間の利用は想定していません。

Q 8. 緩和型のサービス内容の基準はあるか？

A. 入浴・食事・排泄・移動等の身体介護を実施しない短時間のサービスです。

Q 9. 緩和型でバイタルチェックや送迎時の介護員は必要か？

A. 必須ではありませんが、利用者の安全確保には十分留意してください。

Q10. 緩和型の指定を受ける手続きは？

A. ホームページに公開します。

Q11. 緩和型の請求事務（請求先等）に変更はあるか？

A. 現行どおり国保連合会経由となります。

【訪問型サービスについて】

Q 1. 緩和型の人員基準について、現行相当とは別に配置する必要があるのか？

A. 一体型の場合は不要ですが、単独型の場合は必要です。

Q 2. 人員基準について、管理者が専従で1人以上とあるが、介護保険事業所や障がい者総合支援法の管理者は兼ねられないということか？

A. 管理者は、業務に支障がない場合に、他の職種、同一敷地内の他事業所の職務に兼務可能です。

【居宅介護支援について】

Q 1. 総合事業対象者が月途中から予防給付（訪問看護等）の利用を開始した場合、サービス種別はどうなるのか？

A. ケアマネ対象の事業所説明会にてご説明いたします。

Q 2. 介護予防給付と総合事業の両方を利用する方のケアプランは分けて作成するのか？

A. 介護予防給付のケアプランを作成してください。

Q 3. ケアマネが直接利用者に総合事業の説明をしなければならないが、町では適切に説明できる研修を行うのか？

A. 研修は実施する予定です。

Q 4. 平成 29 年度までに不要なサービス（レンタル等の予防給付サービス）を位置づけようとする動きにならないか？また、そうならないように研修はしないのか？

A. 適切なケアマネジメントをお願いします。研修は実施する予定です。

【その他】

Q 1. 月途中で現行相当と緩和型を変更することは可能か？その場合は、変更が生じた日にちで双方を日割りするのか？

A. 可能です。その場合は日割りでの算定になります。

Q 2. 平成 29 年 4 月に有効期限内の方も全員チェックリストを受けるのか？

A. 更新対象者の中で総合事業のみを利用する方は、チェックリストで事業対象者となれば、要介護認定を受けずにサービスの利用が可能です。事業対象者の認定は、平成 29 年 4 月更新勧奨対象者（平成 29 年 5 月 31 日有効期間満了の方）からとなります。

Q 3. 途中でレンタルの希望があった場合、その時点で要介護認定申請の手続きになると思うが、結果がでるまで暫定利用は可能か？

A. 可能です。

Q 4. チェックリストを通した方に関して、通所リハを利用できない等のルールはあるのか？

A. 事業対象者は、通所リハ等の介護予防給付を受けることはできません。